

青梅市学童保育所 平成30年度入所申請を受け付けます

平成30年4月から学童保育所へ入所を希望する方(現在入所中の方や待機中の方も含む)は、「平成30年度青梅市学童保育所のしおり」をご確認のうえ、受付指定日に申請をしてくださいます。

なお、下表の点が29年度から変更となっており、入所申請をする方は必ずしおりをご確認のうえ、申請をしてくださいます。

入所対象児童 30年4月1日以降、市内に居住する1年生〜6年生の児童(転入予定を含む)で保護者が入所要件に該当する児童

※入所要件は、しおりをご確認ください。

※各施設の閉所時は配布できません。

※市ホームページでダウンロード可

※子育て推進課以外では、部数に限りがあります。

申請方法 次の書類をご用意のうえ、受付指定日に、子育て推進課へ申請をしてください。

▽平成30年度入所申請書 兼児童台帳(全頁)

▽就労証明書等の父母の入所要件を証明する書類(全頁)

▽その他(必要な方のみ) ※詳細は、しおりをご確認ください。

※書類が不足している場合、受付できません。

※印鑑(朱肉を使うもの)をお持ちください。

※子育て推進課以外では受け付けできません(郵送不可)

入所申請受付日時表. Columns: 受付日, 受付時間, 入所を希望する学童保育所. Rows: 12月1日(金) to 12月22日(金).

注意事項 △開所時間や延長保育等についてはしおりをご確認ください。

- 平成30年度からの変更点
○4月入所申請の受付日
○減免の適用開始月
○自営業の方が必要な添付書類
○同居の祖父母の有無
○入所要件の追加・変更
○クラブの新設と定数変更



大きい▽入所選考の結果、保留(待機)となる場合があります。問い合わせ 子育て推進課

青梅市学童保育所一覧

Table of children's clubs. Columns: クラブ名, 定数, クラブ名, 定数, クラブ名, 定数. Rows: 第一こどもクラブ, 第二こどもクラブ, etc.

民間学童保育所について

市内には、国や市が定める基準を満たした民間学童保育所が2か所あります。運営はすべて民間事業者が行っているため、入所等の詳細については直接お問い合わせください。

Table of private children's clubs. Columns: 名称・事業者, 所在地・電話, 定数. Rows: ほうかごNICOLAND, オルオルネクストかべ知創(株).

11月12日〜25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

暴力は、その対象や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の権利を著しく侵害するものであり、女性の約10人に1人が「配偶者からの暴力」に悩み、苦しんでいます。

これらは、男女平等参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。毎年11月12日から「女性に対する暴力撤廃国際日」

☆デートDV 男女間における暴力は、夫婦間だけで起こる問題ではありません。婚姻関係に

子どもからの人権メッセージ発表会&講演と音楽のつどい

第14回子どもからの人権メッセージ発表会 日時 11月12日(日) 午後1時〜4時(零時30分開場)

会場 たましんRISUR Uホール(立川市市民会館) 大ホール 出演 講師・歌 佐久間レイ氏、ピアノ 佐田詠夢氏、合唱 少年少女合唱団アヴニール

入場無料 定員 先着800人 その他 手話通訳あり▽有料駐車場は台数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

主催 多摩西人権啓発活動会、あきる野市 地域ネットワーク協議会、立川市 直接会場へ 問い合わせ 立川市生活安全課 ☎042・523・2111

ない大学生や中高生など若い世代の恋人同士の間でも、女性に対する暴力が問題となつていきます。お互いを尊重しながら、対等でよい関係を築くために、二人の関係を直視してみよう。

☆一人で悩まず相談を 配偶者などの暴力で困ったときは、一人で悩まず相談窓口は、一人でも大丈夫です。秘密は守られます。

☆DV相談窓口 市役所 ☎22-1111(月)〜金曜日・午前8時30分〜午後5時

▽東京都女性相談センター ☎03・5261・3110 (月)〜金曜日・午前9時〜午後8時

▽東京都女性相談センター ☎042・522・タ1多摩支所 ☎042・522・タ1多摩支所

11月13日〜19日は 全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。これらの女性をめぐるとまざままな人権問題の解決を図るため、東京法務局人権擁護部に女性の人権ホットライン ☎0570・070・810(平日)の午前8時30分〜午後5時15分)を開設し、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員、法務局職員が電話相談に

11月13日から19日まで 問い合わせ あきる野市市民課 ☎042・558・1211

6、市市民安全課市民相談係

